

大分大学福祉健康科学部紀要編集委員会内規

令和2年10月14日制定

令和2年福祉健康科学部内規第4号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学福祉健康科学部研究・社会連携推進委員会細則（平成28年福祉健康科学部設置室細則第9号）第10条第2項の規定により、大分大学福祉健康科学部紀要編集委員会（以下「紀要編集委員会」という）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 紀要編集委員会は、受け付けた論文等について、大分大学福祉健康科学部研究・社会連携推進委員会からの依頼に基づき、次の各号に掲げる事項について業務を行い、及び審議する。

- (1) 紀要の編集（査読，閲読を含む）に関する事項
- (2) 紀要の発行に関する事項
- (3) その他紀要の編集に関し必要な事項

(構成)

第3条 紀要編集委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究・社会連携推進委員長
- (2) 研究・社会連携推進委員会の委員 各コース1人
- (3) その他委員長が必要と認める者

(委員長)

第4条 紀要編集委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、紀要編集委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 紀要編集委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 委員長は、緊急の場合その他やむを得ない事態が発生したときは、その事態に対する措置を

決定し、事後、紀要編集委員会の承諾を得るものとする。

(議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより紀要編集委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において出席者とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の紀要編集委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第7条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、必要な協力を依頼することができる。

(議事録等の作成)

第9条 議長は、紀要編集委員会の議事録又は議事概要を作成する。

(事務)

第10条 紀要編集委員会に関する事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、紀要編集に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年10月14日から施行する。